

平成27年12月

お客さまの大切なご預金をお守りするために

京都信用金庫では、お客さまの大切なご預金をお守りするために窓口にてご預金の払戻のお申出があった際に、次のような確認をさせていただくことがあります。

記

- ・ご来店された方のご本人確認のため、本人確認書類の提示をお願いする場合があります。
- ・代理人さまによる払戻の場合、お電話・ご訪問等により直接ご本人さまに意思確認をさせていただく場合があります。尚、ご本人さまの意思確認ができない場合、払戻をお断りする場合があります。

何とぞご理解ご協力をいただきますよう、お願いいたします。

以 上